

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

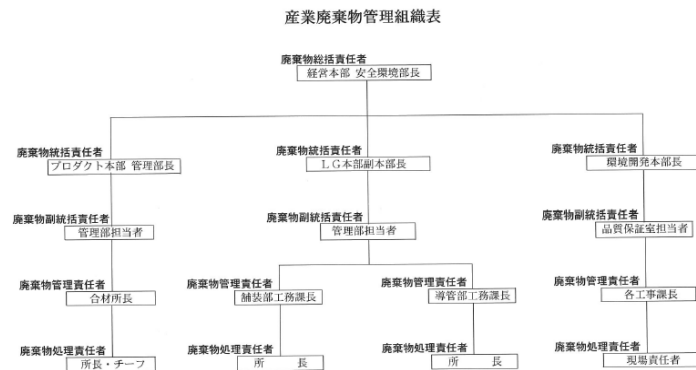
(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 20 日	
(あて先) 姫路市長	
提出者 住 所 大阪府大阪市港区三先1丁目11番18号 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 奥村組土木興業株式会社 取締役社長 奥村 安正 電話番号 06-0652-5301	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	奥村組土木興業株式会社(姫路市管轄区域内事業所)
事 業 場 の 所 在 地	姫路市管轄区域内
計 画 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事 業 の 種 類	06 総合工事業
② 事 業 の 規 模	完成工事高 4,888,968万円(令和4年度)
③ 従 業 員 数	894 人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	ケース1:廃棄物発生→保管→収集→最終処分 ケース2:廃棄物発生→保管→収集→中間処理→再生品 ケース3:廃棄物発生→保管→収集→中間処理→最終処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

表2



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度(令和 5 年度)実績】

産業廃棄物の種類 「別添 一覧表」を参照

排 出 量

t

t

(これまでに実施した取組)

- ・材料のロス率の低減。
- ・余剰座の引き取り
- ・工法改善による産業廃棄物削減。

②計画

【目 標】

産業廃棄物の種類 がれき類

排 出 量

2500

t

t

(今後実施する予定の取組)

- ・上記の取り組みを維持する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・がれき類のコンクリート・アスファルトは分別するとともに、他の産業廃棄物に混入しないように確実に分別・保管を実施。

②計画

(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

- ・細やかな分別に努める。
- ・現状の取り組みを継続し、産業廃棄物抑制に努める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目 標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(年度)実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和5 年度)実績】			
	産業廃棄物の種類	「別添 一覧表」を参照		
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
	・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図った。 ・委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を剪定し、書面による契約を実施している。 ・再資源化率の高い事業者を選定している。			

(第5面)

②計画	【目 標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類		
	全処理委託量	2500	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量	2500	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	・優良認定処理業者を選定する。 ・委託処理業者には定期的に実施確認を行う。 ・現状の取り組みを継続し、産業廃棄物抑制に努める。			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 一覧表

(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)
実績：前年度（令和 5 年度）実績量
目標：今年度（令和 6 年度）目標量

単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標
がれき類	2885.15	2500									2885.15	2500			2885.15	2500				
安定型混合廃棄物	10	0									10	0								
管理型混合廃棄物	3.12	0									3.12	0								
石綿含有産業廃棄物	0.1	0									0.1	0								
合計	2898.37	2500	0	0	0	0	0	0	0	0	2898.37	2500	0	0	2885.15	2500	0	0	0	0